

## 令和6年第3回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和6年4月26日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年4月26日(金) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年4月26日(金) 午前10時31分

### ◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 4番 五十嵐 捷 爾 5番 吉 田 峰 一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
副 町 長	大野 樹
総 務 課 長	森永 茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	(笠松さおり)
地域包括支援センター長	(笠松さおり)
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
政策調整課長	三原知明
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	(長谷川将之)
学校給食センター長	(長谷川将之)
知内高等学校事務局長	高田正志

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	高田貴明

## 令和6年第3回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和6年4月26日(金)午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、五十嵐捷爾君、5番、吉田峰一君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	令和6年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第 5	議案第 2号	令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
第 6	議案第 3号	知内町税条例の一部改正について
第 7	議案第 4号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

おはようございます。

令和6年第3回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和6年第3回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、五十嵐捷爾君及び5番、吉田峰一君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長(谷口康之)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和6年第2回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

### ◎ 議長(谷口康之)

只今、町長から今臨時会上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町長(西山和夫)

皆さんおはようございます。議員の皆様には、令和6年第3回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今議会上程させて頂いておりますのは、議案4件であります。

議案第1号の令和6年度知内町一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ5,660万6千円を追加し、総額を57億2,710万6千円とするものであります。補正の主な内容は土木費の町道湯の元線局部改良工事、普通河川下中の川及び尾刺川局部改修工事費等に追加補正するものであります。

議案第2号の令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ52万7千円を追加し、総額を5億2,516万6千円とするものであります。補正の主な内容は職員の異動に伴う職員手当等に追加補正するものであります。

議案第3号の知内町税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律他関係法令が改正されたことに伴い、町の税条例の一部を改正するもので住民税や固定資産税等の関係条文を改正整理するものであります。特に6月からの定額減税の住民税1万円の取り扱いについて今回の改正で整理されます。

議案第4号の知内町指定地域密着型のサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、国の基準省令の改正に併せて関係条文を改正整理するものであります。尚、この度の改正に必要な条例は4条例として、整理しております。議案の内容につきましては、担当課長より説明させて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い致します。

---

## ● 議案第1号 令和6年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、議案第1号、『令和6年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（森永 茂）

それでは議案の3ページをお開き願います。

議案第1号、令和6年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。

令和6年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,660万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,710万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明しますので、12ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に128万8千円を追加し、2億548万2千円とするものです。12節委託料に庁舎空調設備設置業務委託料として、知内町社会福祉協議会、知内町森林組合、株式会社スリーエスに対し、行政財産の使用許可をしている役場庁舎内の各事務所において、労働安全衛生法第1条に基づき、各事務所における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する執務環境の整備のため、空調設備の設置費用を追加補正するものです。

次に13ページです。11目自治振興費に240万円を追加し、3億8,178万3千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に一般コミュニティ助成事業として、きらく町内会から要望があったイベントテーブル・イス等の整備について、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったことから、追加補正するものです。詳細につきましては、予算説明資料の3ページを後程ご参照願います。

次に14ページです。3款民生費、1項社会福祉費、5目介護保険費に52万7千円を追加し、9,167万円とするものです。27節繰出金で管理職手当と備品購入費について、介護保険特別会計への繰出金として追加補正するものです。

次に15ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正額はありますが、財源の内訳を変更するものです。

次に16ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に257万7千円を追加し、3,021万3千円とするものです。12節委託料でがんリスク検査について、4月8日から申し込みを開始しましたが、申し込みが定員に達したため、検査料の不足が見込まれることから追加補正するものです。17節備品購入費では当初予算措置済みの3歳児健診用備品購入費について、購入予定の屈折検査機器が4月に値上がりしたため、予算に不足が見込まれることから追加補正するものです。23節償還金利子及び割引料では、感染症予防事業

費等国庫補助金返還金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金について額の確定により追加補正するものです。

次に17ページです。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費に30万円を追加し、3,749万8千円とするものです。13節使用料及び委託料で福島町に建設されました有害鳥獣減容化処理施設使用料について、追加補正するものです。詳細につきましては、予算説明資料の11ページを後程ご参照願います。

次に18ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に1,345万円を追加し、1億3,407万7千円とするものです。14節工事請負費で町道湯の元線局部改良工事で追加補正するものです。詳細につきましては、後程担当課長よりご説明致します。

次に19ページです。3項河川海岸費、1目河川総務費に3,115万円を追加し、6,187万9千円とするものです。14節工事請負費で、普通河川下中の川局部改修工事と普通河川尾刺川局部改修工事について追加補正するものです。詳細につきましては、後程担当課長よりご説明致します。

次に20ページです。4項住宅費、1目住宅管理費に34万4千円を追加し、893万5千円とするものです。12節委託料で消防設備管理業務委託料の追加補正と当初予算措置済みの公営住宅管理システム導入委託料について社会資本整備総合交付金の内示があったことから財源内訳を変更するものです。

次に21ページです。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に417万円を追加し、9,324万7千円とするものです。11節役務費から18節負担金補助及び交付金まで、知内高校魅力化発信事業にかかる経費に追加補正するものです。詳細につきましては、後程教育委員会事務局よりご説明致します。

次に22ページです。3目学校給食センター費に40万円を追加し、1億160万5千円とするものです。10節需用費で食器洗浄機の温水ポンプの故障により交換を要することから、修理費を追加するものです。

次に歳入の説明をご説明しますので、7ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税に760万6千円を追加し、19億5,470万6千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次に8ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に210万円を追加し、2,691万4千円とするものです。2節社会資本整備総合交付金で歳出で説明しました当初予算措置済みの公営住宅管理システム導入委託料にかかる追加補正です。

次に9ページです。20款諸収入、5項1目雑入に240万円を追加し、2,907万円とするものです。これは歳出で説明しました一般コミュニティ助成事業に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金の追加補正です。

次に10ページです。21款1項町債2目土木債に4,420万円を追加し、1億260万円とするものです。これは3節緊急自然災害防止対策事業債で、歳出で説明しました起債の3工事にかかる追加補正と町道ツラツラ線外防護柵補修工事について、3節緊急自然災害防止対策事業債から1節道路橋梁債に起債の目的を変更するものです。

次に11ページです。5目民生債に30万円を追加し、450万円とするものです。1節の過疎地域自立促進特別事業債で当町における令和6年度の起債発行限度額が当初予算で見込んだ額を上回ったため、その上回った分を子ども医療費拡大助成事業分に追加補正するも

のです。

続きまして6ページをお開き下さい。第2表地方債の補正です。

変更として道路橋梁債から過疎地域自立促進特別事業債まで先程説明した歳入、町債の補正に対応して限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（谷口康之）

次に建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（澤田浩一）

私の方からは、建設水道課関係の補正予算について補足説明をさせていただきます。

説明資料の13ページをお開き下さい。先程総務課長より説明がありました町道湯の元線局部改良工事他計3工事について、ご説明させていただきます。今回の工事につきましては、令和5年6月策定の知内町緊急自然災害対策防止事業計画に則り、町が管理しております準用河川6河川と普通河川33河川の点検を行い、それを4段階で評価をしまして、そのうちその川の背後にある農地への影響等が大きい優先度が高かった今回の3工事について本年度施工するものであります。大雨による川の増水等の影響で崩れてしまいました、現在、現況は土で形成されている護岸部分にコンクリートブロックを積んだり、大型トラフを設置する等して護岸を補強するというのが主な工事内容となっております。詳細の工事内容や延長は、説明資料記載の通りでございますが、工期の方が5月中旬から、8月中旬頃を予定しております。

尚、これらの事業の財源としては、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、充当率100%、そのうち70%を交付税措置がある有利な起債を活用致します。以上で説明の方を終わらせて頂きます。よろしくお願いたします。

#### ◎ 議 長（谷口康之）

次に教育委員会事務局長。

#### ◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

教育委員会関係の予算についてご説明致します。説明資料でご説明しますので、説明資料の15ページをお開き下さい。

知内高校魅力化発信事業です。この事業は、知内高校の二間口維持を目的として全国全道に向けた生徒募集を展開するものです。事業の内容ですが、全国規模で県外入学を推進しているプラットフォームの地域みらい留学に参画し、全国に向けた知内高校のPR、オンラインや対面での学校説明会を実施致します。また、北海道内においても広告媒体活用しながら、札幌市内での独自説明会等を開催して今後の入学生徒を確保していきます。

3の予算の内訳ですが、1)の地域みらい留学関係は①の合同説明会の参加・出展料、②のコーディネーター（舎監）募集事業、③の学校見える化評価事業、合計で180万円の予算です。

次の2)ですが、知内高校入学検討者旅費助成は、知内高校へ興味を持った方で実際にオープンスクール等へ参加する生徒や保護者に対しまして、1世帯最大で10万円まで旅費を助成するものです。

次に3)の知内高校地域みらい留学事業助成金です。これは東京、札幌で行われる対面説明会では、本校の生徒がプレゼンをする予定としております。それにかかわる旅費等を高校

へ助成するものです。その他広告費、会場使用料、備品購入費で事業の合計予算は417万円の補正計上となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、一括質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番、山田議員。

◎ 6 番 (山田顕人)

説明資料11ページですね、有害鳥獣減容化処理施設の概要ということで、この利用料を負担するという事なんですけども、今1頭大体3千円が上限ということで書いてあります。利用対象となる費用が今100頭×3千円で30万円となっているんですけども、毎年捕られてる鳥獣が100頭以上になると思うんですけど、これ以上になった場合はどうなるんでしょう。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。今、年間で昨年でシカの捕獲頭数が236頭となっております。前の年になると320頭から350頭程、町内の方で捕獲されております。ただ捕獲された頭数全部が、焼却とか埋設じゃなくて、そのうち150頭程が食肉の方に活用させて頂いて、他残りの分170頭から200頭程焼却、埋設ということで処分させて頂いています。

昨年の実績の状況からいって230頭ですので、それに見合って今年についても、100頭位が処分の対象になるのかと思ひまして、今回100頭ということで費用を計上させて頂きました。ただちょっと例年、毎年捕獲状況によりますので、100頭以上捕れるようであれば、また補正の方で対応していきたいと思ひますので、そちらの時はよろしくお願い致します。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

1番、松井議員。

◎ 1 番 (松井盛泰)

同じ質問でございますけれども、シカと熊については、話は分かるんですが、中にタヌキ、キツネを持ち込んだ時に料金はどういうふうになるのか、お知らせ頂きたいと思ひます。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

この施設については、有害鳥獣の減容化施設という事で、勿論、タヌキ、キツネも処分が出来ると思ひますけれども、ちょっとキツネについては、エキノコックスの部分とか有りますので、今現在1頭のまま冷凍で焼却という事で処分させて頂いております。

タヌキについても小さい個体については冷凍してそのまま焼却ということで、今、現在行っているんですけども、場合によってはこっちの施設にも入れると思ひますので、そうなった場合にはキロあたり40円、重さを測って負担金を払うということになるので、1頭というより、積み重なってキロ数で後で料金を支払うという事で対応になると思ひますので、後

からその分請求がくるという事で対応になります。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

他に質疑ありませんか。

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村。議案の16ページ。衛生費の所でがんリスク検査料。申し込みの対象年齢は何歳から。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。申し込みの対象年齢は、令和5年度と同様30歳からになっています。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

以前は、ちょっと質問した経緯があるんですけども、がんの町民の検査料は40歳からってなっているけども、申し込み対象年齢はそれから下げたということか。今30歳からの検査料になっているけども、下げた内訳、内容はどういう理由で下げられたのか、その辺も。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。以前は40歳からがん検診対象だったんですが、がんに罹る年齢が年々低くなってしまして、早期発見ですとか早期治療を目的にしたがん検診を有効にするためには、30歳からというふうに、うちの町も令和5年から引き下げて実施しています。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

がんに罹るリスクが30歳から今後高くなるという想定の中で、対象年齢を下げたという事ですから、それ以下はどうなるの。それ以下はがんに罹るリスクは低いという事か。そういう説明であれば。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。がんに罹るリスクが高くなるのは、大体そのがんの部位にもよるんですが、40代ですとか50代、60代の方が多くなっていますので、早期発見の目的には30代からが有効かなと思い、30代にしています。20代でがんに罹る方は凄く低い率にはなっておりますので、30歳からというふうに今回は設定しました。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

この40代から30代に引き上げた理由が以前ご記憶にあると思いますけども、議会から



強い要請を受けて何とか30代もがんに罹って亡くなったという案件もあったので、それで30代をということで、強いそうした意見の基に今回令和5年からやっているということで、その辺は理解して頂ければ。

◎ 議 長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

6番、山田議員。

◎ 6 番（山田顕人）

説明資料の15ページです。高校の魅力化発信事業について、ちょっとお尋ね致します。

今年、生徒が40人になったということで、このままいくと一問口になってしまうよということで、先生の数も少なくなってしまう、なかなか進学率も上がらなくなるということになると思うんですけども、今、全国募集に関しては、数年前からやられてると思います。ただそこまで力を入れたかというところもなかった。何故かというところ恐らく寮がなかなか手狭になっているもので、その辺りが募集強化に至っていない経緯であったのかなと思います。

今年強化していくということでありますので、来年もし生徒の数が増加した場合、今の寮でどうなのかということになると思うんですけども、対処法はどのようにお考えかお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。前回の全員協議会の時にご説明したところですが、これから3カ年計画で全国への募集の仕方、そして学校のPRの仕方、そして住まいの環境、そういったものを3カ年計画で考えていきたいということで、現在これから今年全国募集の方を積極的に進めていくことになるんですけども、もし生徒さんでうちの方という事があれば、今現在確保している部分は、青少年交流センターの横にムービングハウスを今設置する予定です。そこに男子生徒、あと民間の旅館の方に女子生徒を1名程入るスペースがございますので、そちらの方で今住まいの方は、確保を今年については考えております。次年度以降はこれからまた議会の皆様のご意見を頂きながら、寮の整備的なものは考えていきたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6 番（山田顕人）

ムービングハウスと民間でということでありました。3年間かけて計画立てていくよという事でありまして、来年は良いけれども、再来年になるとちょっと厳しくなるよという話になるかとは思いますが、本来であればね、生徒もそうなんですけども、保護者の心配というものがあって、やはり当町に子どもを送り込むということは、やはり生活環境がどうなのかということになってきますので、実際のところ本来であればね、ハード部分の方から手をかけるべきなのかなというふうには思うんですけども、その辺りは今この後検討していくのかなというふうには思うんですけども、その辺りもう一度お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。全国公募は今までもやっていたんですけども、積極的に全国的に情報発信をしていくということで、今、事務局長から話あったとおり、今年から参入することで生徒の募集は令和7年度からの入学生になります。その中では、若干収容できる数は少ないんですけども、令和8年度に向けては今どのような形でそういう居住空間を確保していくのかということを検討しており、今年度中には方向性を決めていきたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6番（山田顕人）

分かりました。それでですね、生徒の増加というのは、やはり町のためになるのかなと私は思うんですけども。二間口確保するためって。しかしながら、やはり他所から来る子ども達にお金をかけて皆さんいなくなってしまうと、そういうふうに評価されている方も町民の中にはいます。その辺りをやはり何とか協力してもらって、理解してもらうためにはどうしたら良いのかっていう話になると思うんですけども、やはりその後のね、知内高校の生徒の卒業生の中にもやはり就職組もいます。その辺りをじゃあどうにかしてこの町に残ってもらうような政策をしていかなきゃならないのかなと思うんですけども、そこがやはり行きつく所だと思います。その辺町長の考え方、もう一度お願いします。

◎ 議長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

いろいろ地元の場合、小学校から知内高校あって最終的には知内高校を目指すような環境整備を整えていきたい、これは当たり前の事ですけども、ただ、今少子化の中で、なかなか地元を高校生だけ、中学生だけでは二間口維持するのは難しい。それで以前からずっとやっている、まず1つは野球部の活動を中心にした全道全国からの要請ということで、今何とか二間口を維持してきたところですけども、ただ今後の事を考えれば、今年度二間口を割った、現実には今二間口でやっていますけども、次年度から一間口になるという結果が出てしまいましたので、これに向けて教育委員会で何とかしようという事で進めている経緯があります。

その中で知内高校は随分変わってきたというのは、四大の進学率という面でも以前とはある程度先生方の教育の指導の下、四大を目指す子どもも増えているという環境、そうした中で最終的に知内に就職というのは今のところなかなか見えない状況でありますけれども、やはり知内町に帰ってくる魅力、それは産業当然しっかりした体制をとっていかないとなかなか高校卒業して大学行ってその後じゃあどうするかといった時に、知内に目が向くのかという話になれば、まだ厳しい環境なのかなと思ってます。自分も今札幌で町村会の大会がありまして、いろいろ課題あるところなんですけども、ただその中でもやっぱりいろいろそれぞれの地域にあった魅力をどう生かして子ども達にここを目指して、最終的に就労の場所、または最終的な住処の場所として選択して頂けるかというのは、やはりいろいろ多様、その中でもやっぱり難題というか、いろいろ課題が多すぎてなかなかそこを中心に皆さん頑張っているんですけども、そこはなかなか厳しい状況が続いているという現状がありますので、そこ

は何とか打破して地元に残り、そして安定した生活が望めて子育て環境が良くて、最終的には知内町を住処に、ここで人生を終えたいという、そういう流れで何とか我々も一生懸命頑張りますので、是非、議会とも両輪の中でどんな対策が効果的なのかも含めて、いろいろ皆さんのご提言頂ければ、その中で政策に活かしていけるところは、活かして住みやすい知内を、豊かな知内町を目指していければと考えています。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

よろしいでしょうか。

1 番、松井議員。

◎ 1 番 (松井盛泰)

先程質問の中で、ちょっと議長に整理して欲しいなと思うものがある。先程 6 番議員さんの方から、町長が寮だとか宿泊施設が無いために、生徒の募集が滞っているようなもの言い方してたけど、決してそうではないんです。6 番議員さん P T A 会長もやってるからよく分かってると思うけれども、絶対数が入学生が少ない中で、全国から今までの何名かは来ているんですよ。決して寮が無いから。宿泊施設が無いからではないんですよ。これだけ一つ理解して、その時はやっぱり議長そつと整理して欲しい、質問の内容、ただ言いつぱなしではない。

それともう一つですね、我々も実際町民から 3 年でいなくなる子ども達になんで町の金をかけるんだと、その時の説明ですよ。3 年間町民なんですよ。高校生は、町の町民に金をかけて何がおかしい。この辺きちんと説明してほしいなと、反問権みたいな格好になるけれども、そういうような形でちょっと整理しながらですね、やって頂きたい。

やっぱり再度お願いいただけれども、議長の立場でちょっとおかしい時は、そこを訂正しながら整理して質問を続けて頂きたいと、以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第 2 号 令和 6 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第5、議案第2号、『令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第2号、令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2千7百円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,516万6千円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致しますので、27ページをご覧ください。1款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援事業費に46万7千円を追加し、2,486万3千円とするものです。3節職員手当等で職員の異動に伴う職員手当の追加によるものです。

28ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に6万円を追加し、857万6千円とするものです。17節備品購入費で、介護報酬改定に伴う国保連合会への介護伝送ソフトの購入によるものです。

続きまして歳入です。26ページをご覧ください。7款1項一般会計繰入金、4目その他会計繰入金に5万2千7百円を追加し、1,805万3千円とするものです。1節事務費繰入金で先程歳出で説明しました職員手当の追加及び備品購入費の追加に対応するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、一括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第3号 知内町税条例の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

日程第6、議案第3号、『知内町税条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

それでは、議案29ページをお開き下さい。

議案第3号、知内町税条例の一部改正について。

知内町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

29ページ下段から47ページまで新旧対照表により、条例の改正内容について掲載しておりますが、改正内容については説明資料により説明しますので、説明資料の税務会計課5ページをお開き頂きたいと思えます。

知内町税条例の一部改正の概要でございます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日からの施行に伴って知内町税条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、まず住民税関係については4点の改正になります。1点目は、公益信託に係る寄付金控除の見直しで所得税法の規定の見直しに伴う既定の改正を行うものです。施行期日は令和7年1月1日です。

2点目は、町民税の減免において職権による減免を可能とする規定を追加する改正を行うものです。施行期日は令和6年4月1日です。

3点目は、令和6年度分の町民税の特別税額控除になりますが、定額減税に係る法規定の新設にあわせ、町道民税から本人及び扶養者1人あたり1万円の減額について新たに規定を加える改正となります。施行期日は令和6年4月1日です。

4点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例において、条例の条ズレを整理する改正となっております。施行期日は令和6年4月1日です。

続いて6ページになります。固定資産税関係になりますが、5点の改正になります。

1点目は、読替規定において法律改正にあわせて条項を整理する改正規定となります。施行期日は令和7年4月1日です。

2点目は、固定資産税特別土地保有税の減免において、職権による減免を可能とする規定を追加する改正となります。施行期日は令和6年4月1日です。

3点目は、再生可能エネルギー発電設備等に係る特例措置としまして、一定のバイオマス発電設備、滞在快適性向上に資する設備、施設についてわがまち特例の割合を定める規定の改正となります。施行期日は令和6年4月1日です。

4点目は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告におきまして、認定長期優良住宅に係る特例につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができる規定の改正となります。こちら施行期日は令和6年4月1日です。

5点目につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例において、負担調整措置の特例を令和8年度まで継続する規定の改正となります。施行期日は令和6年4月1日です。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

◎ 議長(谷口康之)

日程第7、議案第4号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(笠松さおり)

議案48ページ目をお開き下さい。

議案第4号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては資料で説明しますので、予算説明資料の生活福祉課8ページをご覧下さい。改正の理由は、介護保険事業計画期間にあわせ、3年に1度大規模に行われる厚生労働省令の改正を受け、町においても関係する条例の改正を行うものです。改正が必要な条例は、次の4条例となります。

第1条では資料(1)の知内町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び第2条では、資料(2)の知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例において①管理者が兼務できる範囲の明確化、②フロッピーディスク等の記録媒体の見直し、③身体的拘束等の適正化の推進、④書名掲示の見直し、⑤利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け、⑥協力医療機関との連携体制の構築についての改正を、第3条では資料(3)の知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例においては、①指定居宅介護支援事業所が指定を受けて、介護予防支援を行う場合の従業員の基

準を改正するとともに、②フロッピーディスク等の記録媒体の見直し、③身体的拘束等の適正化の推進、④書名掲示の見直しについての改正を、第4条では資料(4)知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例においては、①ケアマネージャー1人当たりの取扱件数の見直し及び前述の②から⑥の改正内容と同様の改正となっております。

この条例は、交付の日から施行し、令和6年4月1日から適応します。但し、資料の①から④の規定については、令和7年4月1日からの施行となります。

また経過措置期間がそれぞれの項目において設けられており、身体拘束等の適正化に係る経過措置については、令和7年3月31日まで、ア、利用者安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に係る経過措置、イ、協力医療機関との連携に関する経過措置については、令和9年3月31日までとなります。

尚、議案の48ページから85ページに新旧対照表、85ページから86ページに附則を載せておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎ 議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、木村議員。

#### ◎ 9番(木村 一)

9番、木村。説明資料の8ページ、改正の内容について、ちょっと分からないんですけども身体的拘束の適正化ってどういうことなの。いろいろな介護施設で身体的拘束でいろいろ課題になっている。その適正化っていうのは拘束をしても良いつてことか。

#### ◎ 議長(谷口康之)

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長(笠松さおり)

ご説明します。身体拘束は基本的にはしてはいけないこととなっておりますが、本人の命の危険に及ぶ場合ですとか、それに関してご家族の了承を得て、どうしてもしなければならぬ場合もあります。それに関してやはり出来るだけ身体拘束をしないという方向の条例改正になっていきます。

#### ◎ 議長(谷口康之)

9番、木村議員。

#### ◎ 9番(木村 一)

条例改正は国の基準によって町の条例もこれによって改正するのは理解するんですけども、命の危険に及ぼす基準判断は誰がどうやってその場に携わる人が判断するんだろうけども、本人が拘束をされることを理解しているのか、その辺の判断基準はケアマネージャーさんか誰かするの。いろいろな報道では職員がそういうところで拘束しているとかで報道にでてくれば本来であれば身体的拘束はあってはならないというような指針になっているような気がするんですけども、その辺の判断基準は、命は分かるけども、命の危機がどうなのか。

#### ◎ 議長(谷口康之)

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長(笠松さおり)

ご説明します。うまい説明になるかどうかは分からないんですが、身体拘束が行われる場面として、例えば医療機関ですとか、今回ですと地域密着型のサービス、グループホームの町が条例で決めることになっていきますので、そういった所は認知症の方が入院ですとか、入所されています。そういった時に自分の体の動きですとか、判断能力が低下しているのが認知症の方でするので、やはり歩けないのに歩こうしたりですとか、そういう危険な行為に及ぶことによって命の危険に関わることが多いです。ですので、そういう時にベッドに縛り付けるまではいかないんですが、何らかの身体拘束が行われていることもあるので、それを出来るだけしないように基準を定めるのが今回の条例改正になっています。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

分かったような分からないような、理解はするんですけども、認知症でも家族が承認すれば身体拘束、命の危険に変われば身体拘束して下さいというそういう家族からの要望もあるということは理解はするんですけども、通常の介護施設では身体拘束で様々な話題でニュースになって、そういうことがあってはならないということになっているんですけども、その辺の身体拘束はこういうことがあったから身体拘束をしました、という例えば報道で出た時に、そういうものをきちんと説明して医療機関なり何なりの許可をもらってとか、判断基準はこうしてましたという、そういう説明をしていかなかったら、いろいろ話題になってくるような状況もあるものですから、その辺の答弁のあり方はどのような考えでいるのか。あまり難しいことを喋れば質問できないからこれでいいですけど。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。身体拘束に及ぶまでは、ご家族のご理解も得ることになるんですが主治医の先生とかスタッフの中で協議を行ってどうしてもとやむを得ない場合によるものだと捉えています。

◎ 議 長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

1番、松井議員。

◎ 1 番（松井盛泰）

1番、松井です。ちょっと幼稚な質問で恐縮なんですけど、今回厚生労働省の省令が大幅に改正になったということで、文章をそのものをそっくりここに活用したというだけで、ただ中に介護医療大型施設ってやつが介護医療院に変わっている。これは何故だろうな。

それともう一つ、若しくはという字句がですね、またはに変わっている。同じ意味なんだよね。若しくはもまたも同じ意味でしょ。辞典で調べても同じなんだ。日本語って違うんだべかと調べて見てきた。何故こういうふうな。中身実際に読んだ、読んでねえべ。ただ来たものについて、ただそっくりそうですよって、やっぱり国の文章でもここに馴染まないものであったら、直すべきだなという気がします。もし答弁あったら。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。



◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。議員仰る通り国で示された省令のまま、町でこれまでも条例作ってましたので、今回示されたとおりに改正はしています。介護医療院につきましても、名称が変更されたということがあるので、改正しています。若しくはとまたにについては、私もそのように認識をしておりますが、厚生労働省からの省令ですのでご理解頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

1 番、松井議員。

◎ 1 番（松井盛泰）

以前にもこの文章のことで、そのまま載せているんでしょうということ、質問した経緯 2 回程ある。今度生活福祉課長が変わったから、すっかり中身を見てきてやるんだらうなど半分期待してきて質問したんですが、別に説明も何もいらない。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から説明しますが、基本的にはやっぱり国の省令にあわせるというのが町の条例の基本です。ですから、あとで条ズレ、さっきもありましたけれども、それから文言整理というのが出てきますので、きちっと省令が出てきた時には町の条例もあわせておくというのが最低限のルールでありますので、ご理解を頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 閉会宣言

◎ 議 長（谷口康之）

これで、本日の日程は全部終了致しました。

これにて会議を閉じます。

令和 6 年第 3 回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午前 10 時 31 分 ）